

問 地域別賃金指数の算出はどのように行うのか。
賃金構造基本統計調査の特別集計とはいかなるものか。

答 厚生労働省が行っている賃金構造基本統計調査（直近の10年間である平成6年～15年を使用）をもとに、常用労働者を10人以上雇用する民間企業に常時雇用されている男性労働者の所定内賃金、調査産業計等のデータを市町村単位に集計した特別集計結果を使用して、人事院において、地域指定の単位である人口5万人以上の市について地域別賃金指数を算出しているところ。

具体的な地域別賃金指数の算出方法は、地域の年齢階層別（5歳バンド：20～24歳など）の所定内賃金の平均額を使用して、全国の年齢別人員構成に合わせる形で当該地域の平均賃金を算出し、その平均賃金について全国平均を100として指数化しているもの。

（参考）賃金指数算出の計算式

$$\text{地域の平均賃金} = (\text{地域の年齢階層別所定内平均賃金}) \times (\text{全国年齢階層別推計労働者数}) \div (\text{全国の推計労働者総数})$$